

平成30年7月19日

保護者・地域の皆様へ

本 荘 由 利 校 長 会 会 長
本 荘 由 利 中 学 校 体 育 連 盟 会 長

中学校運動部活動等の休養日と活動時間について（お知らせ）

文部科学省スポーツ庁及び秋田県教育委員会より、スポーツ医・科学の視点からジュニア期における休養日及び活動時間について基準が示されました。これらを踏まえ、由利本荘市・にかほ市教育委員会から、中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間についての基準が定められました。

今後、本荘由利地区の各中学校ではその基準に従って、適切な休養日等を設定し、保護者・地域の皆様に毎年度「運動部活動等に係る活動方針」と「活動計画」を公表することになっております。

本荘由利校長会及び本荘由利中学校体育連盟では、各中学校が定める部活動の活動方針について、統一したものとなるように下記のように確認事項を定めましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

中学校運動部活動等の休養日と活動時間についての確認事項

※ 休養日や活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえるとともに、教員の長時間勤務の解消等の観点からも工夫し設定する。

1 基準

- (1) 週あたり2日以上休養日を設定する。
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

2 留意事項

- (1) 週あたり平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日も少なくとも1日を休養日とする。
- (2) 土曜日・日曜日に大会等への参加で連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 第1・第3日曜日は、活動休止日とする。
- (4) 長期休業中の活動休止日の設定は、学期中に準じた扱いとする。ただし、夏季休業中の学校閉庁日は活動休止日とする。
- (5) 定期試験の前の一定期間を、活動休止日とする。
- (6) 文化的活動を主とする部活動においても同様とする。

3 実施期日

平成30年8月1日より